

軽油引取税の特別徴収義務者の皆さまへ

軽油引取税の 税率 が

令和8年4月1日から

1kℓあたり15,000円（15円/ℓ）

になります

軽油引取税の当分の間税率（旧暫定税率）は、1kℓあたり32,100円（32.1円/ℓ）ですが、その適用期間は令和8年3月31日までとされています。

軽油引取税は、現実の納入を伴う軽油の引取りをした時点において課税されますので、令和8年4月1日以降の引取りについては、上記枠内にある税率が適用されます。

※ このチラシの内容は全て、法案が3月31日までに成立して、4月1日時点で税率が変更になる場合について記載しています。

令和8年度分（令和8年3月行為分～令和9年2月行為分）として送付いたしましたプレプリント申告書は、下部にある税率欄が空欄となっていますので、その時点で適用される税率を記入してください。

なお、軽油引取税の制度（申告期限等）について、税率以外の変更はありません。

3月以前に仕入れた課税済軽油（1kℓあたり32,100円で課税）を、4月以降に別の特別徴収義務者や販売業者、消費者等に引き渡した場合の課税免除申請について

控除される税額は、「課税済軽油の数量」×「引き渡し時点の税額（1kℓあたり15,000円）」となります。

## 申告時における免税証の取扱いについて

税率以外は、従前と変わりありません。

免税軽油使用者、または免税軽油使用者に代わって免税軽油を引き取る者が、県に免税証を提出する免税取扱特別徴収義務者に、免税証を提出して、免税軽油を引き取る時点の税率が免税となります。

3月中の免税軽油の引渡しに対して受け取った免税証については3月分、4月中の免税軽油の引渡しに対して受け取った免税証については、4月分の申告納入時に添付することになります。

特別徴収義務者におかれましては、免税軽油使用者や販売業者等から提出される免税証の取扱いにご留意願います。

## 軽油の委託販売について

軽油引取税の特別徴収義務者が他の販売業者に軽油の販売を委託している場合については、当該委託を受けた販売業者が軽油を引き渡した時点で、特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われることとなります。

委託販売を行っている場合は、納入申告の際に必要な書類がありますので、管轄の県税事務所へお問い合わせください。

## 3月31日の深夜に給油を開始し、この給油中に4月1日になってしまった場合の課税標準の算定方法について

原則として、4月1日午前零時前の給油分については、1kℓあたり32,100円の税率を、以後の給油分については、1kℓあたり15,000円の税率を適用してください。

なお、POSシステムの運用上の制約から、給油の途中で異なる税率を適用することに無理が生じる場合は、給油開始時又は給油終了時、どちらの税率を適用しても差し支えありません。

○ 国会での審議により、法改正の時期に変更があった場合は、県のホームページでお知らせしますので、最新の情報を確認するようにしてください。

- 高知県ホームページ > [組織から探す](#) > [税務課](#) > [県税の種類](#) > [軽油引取税](#) > [軽油引取税の税率に関するお知らせ](#)

- <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026021900127/>



## お問い合わせ先（受付：平日 8:30~12:00、13:00~17:15）

- |          |                |          |                |
|----------|----------------|----------|----------------|
| 安芸県税事務所  | ☎ 0887-34-1161 | 中央東県税事務所 | ☎ 088-866-8500 |
| 中央西県税事務所 | ☎ 088-821-4957 | 須崎県税事務所  | ☎ 0889-42-2366 |
| 幡多県税事務所  | ☎ 0880-34-5114 | 税務課      | ☎ 088-823-9309 |